

最高裁判所 参事官ヒアリング メモ

2023年3月20日

オリンパス株式会社 内部通報事件
元原告 濱田正晴

同代理人弁護士中村雅人

1 本件事案の概要

私、濱田正晴が2007年6月11日に社内通報窓口で上司の不正を通報したところ、第一線の営業リーダーから、ほとんど仕事を与えられない部署に配置転換させられ、上司からパワハラを受け、権利回復のため、2008年2月18日にオリンパス株式会社に対し、配置転換無効と慰謝料を請求する訴訟を東京地方裁判所に提起しました。すると会社はさらに5回にわたって配置転換を繰り返しました。私はその都度配置転換の無効を求めて提訴しました。

この訴訟は、第1審では敗訴しましたが、2011年8月31日に控訴審で逆転勝訴し、2012年6月28日に上告審で確定しました。

しかし、会社が、判決内容に従わなかったため、私はそのことを理由に新たな慰謝料請求訴訟を提起し(平成24年(ワ)第25114号、同年(ワ)第33859号)、審理の上2016年2月18日にようやく訴訟上の和解が成立し、終結しました。

2 本件訴訟記録の取り扱い

私は、2023年1月27日に東京地方裁判所に、自分の訴訟記録が保存されているかどうか確認するため連絡したところ、「2022年2月16日に廃棄した」との返事をもらい、とても驚きました。

裁判所が定めている「事件記録等保存規程第9条第2項」によると、原則5年の保存も「史料又は参考資料となるべきもの」については「保存期間満了の後も保存しなければならない」と定められており、東京地方裁判所が公表している運用によると「主要日刊紙のうち2紙以上(地域面を除く。)に終局に関する記事が掲載された事件」はさらに特別保存されることになっています。本件事件については、終局和解の当日2016年2月18日の夕刊で取り扱った記事を掲載している全国紙は、朝日、読売、東京、日経、翌19日の朝刊では朝日、毎日、産経ですので、この要件を満たしています。

私は、この事件記録は裁判所がホームページで公表している上記特別保存規程に当てはまるもので、終局から5年経過後も当然保存されているものと思っていましたので、残念であるとともに、怒りを覚えます。

3 問題点

2019年、最高裁判所は全国の裁判所に対し、訴訟記録の廃棄を一時停止するよう指示されました。

そのうえで、各裁判所は、事件記録等保存規程の下位規範として運用要領を制定しました。

本件は、東京地方裁判所の運用要領に規定する「主要日刊紙2紙以上に記事が掲載された事件」に該当します。

従って、当然保存されていると信じて疑いませんでした。最高裁判所が有識者会議を設置して記録保存問題に取り組んでおられるとの報道に接し、私は2023年1月27日に東京地方裁判所に念のため確認の連絡を入れました。同裁判所の回答は「2022年2月16日に廃棄した」というものでした。裁判所が自ら定めたルールを守っていないことを知り驚くばかりでした。

4 要望

私の事件記録を、訴訟関係者の協力を得て復元して特別保存してください。

そして、二度とこのようなことが生じないよう、しっかりとした制度構築をしてください。

この事件は、公益通報者保護法施行に力を得て社内通報窓口に通報したところ、通報者個人名が上司や人事部に流れ、不利益処分を受けることになった事案で、この問題点を改正した2020年改正公益通報者保護法の立法事実とされたケースです（濱田は国会参考人として陳述した）。

研究者が公益通報者保護法の歴史的研究をするには欠かせない訴訟記録です。

裁判所が自ら定めたルールに違反して記録を廃棄したからには、なんとしてでも復元する責務があるのではないのでしょうか。